

Star Gate Global Education 学校規約

※青字部分はコロナでの長期休校から再開後に追加または修正された部分

目次:

1. 本規約の目的
2. 同意と遵守
3. 申込規約
4. キャンセル・変更に伴う返金等の規定
 - 4-1 入学前のキャンセル
 - 4-2 入学後のキャンセル(留学期間の短縮)
 - 4-3 コース/お部屋タイプ変更について
5. 免責事項
6. 学校の権利
7. 留学中の留意事項
 - 7-1 入退寮について
 - 7-2 現地諸費用のお支払いについて
 - 7-3 時間割(平日)
 - 7-4 オフィスについて
 - 7-5 食事について
 - 7-6 門限・外出について
 - 7-7 寮生活について
 - 7-8 留学期間の延長について
 - 7-9 卒業式と修了証の授与について
8. 学校規則
 - 8-1 警告について
 - 8-2 全体規則(退学規定)
 - 8-3 全体規則(警告規定)
 - 8-4 教室内・授業に関する規則(警告規定)
 - 8-5 門限・外出・外泊に関する規則(警告規定)
 - 8-6 寮内規則(警告規定)
 - 8-7 コンドミニウム施設利用に関する規則(警告規定)

同意書

【1. 本規約の目的】

当校では、留学中に起こりうるトラブルを未然に回避して、生徒様の安全を確保し、英語の勉強に集中して取り組んでいただくためのガイドラインとして本規約を制定いたしました。

【2. 同意と遵守】

・留学申込み前に、本規約を熟読いただき、記載されているすべての内容をご確認の上、ご不明な箇所がございましたらお問い合わせください。申込みの時点で、本規約の遵守にご同意いただいたものとみなします。また、入学時の学校職員によるオリエンテーションの際に、本規約への同意書にご署名いただきます。

・学校規則に違反した場合は、その規則について知らなかった、または、よく理解していなかった、という理由で処分を免れることはできませんので、ご注意ください。

・本規約は、**2022年5月1日**に発効し、同日以降に留学申込みいただく方全員に適用されます。なお、本規約の内容は、事前の通知なしに変更されることがあり、その場合は、変更後の規則を遵守いただくものとします。

・学校内に設置される学校掲示板では、何らかの理由による学校規約の変更などが案内される可能性がありますので、随時必ず確認してください。本規約に明記されていない事項でも、留学中は、掲示板や学校管理者、学校職員を通して出される指示に従っていただくものとします。

【3. 申込規約】

・当校では原則、安全上の理由で留学開始時点で18歳未満の方の単独での留学はお受けしておりません。特別なケースのみ、協議の上お受け入れする場合がございますが、保護者の同意書が必要です。また、留学開始時点で18歳以上になる方も、お申込時点で18歳未満だった場合には保護者の同意書が必要です。

・慢性疾患、健康状態を損なっている方、妊娠中の方、医師などの指示により薬を常用されている方、アレルギーや障害をお持ちの方、および現地で特別な手配が必要な場合は事前にお申し出ください。安全面を考慮いたしまして、留学受け入れをお断りさせていただきます場合もありますので、予めご了承ください。もしも、留学中に発覚しますと、当校の判断により、返金なしで留学打ち切りとさせていただきます場合がございます。

・渡航前に、海外旅行傷害保険に必ずご加入ください。[クレジットカード付帯保険をご利用の方は、事前に保険適用条件をカード会社にご確認いただき、「利用付帯」の場合は、そのカードを使って旅費をまかなったことを証明できる、セブ行きの航空券購入時の領収書等をご持参ください。](#)(フィリピン政府の入国条件を満たす海外旅行傷害保険証をご用意ください。)

・お申込み後、指定期日までに留学費用をお支払いいただきます。もしも、期日を超えてお支払いいただけない場合、キャンセルとみなし、自動的に予約を取り消します。

・お申し込み情報に虚偽の内容が含まれていることが発覚したり、必要な情報を学校に提供いただけない場合は予約を取り消します。その際、すでに留学費用をお支払い済の場合でも返金はございません。

【4. キャンセル・変更に伴う返金等の規定】

キャンセルの際は、必ず指定のメールアドレスまでご連絡ください。当校オフィス営業時間外にご連絡いただいた場合は、翌営業日の受付となります。返金時の送金手数料は生徒様のご負担となり、返金額から差し引きます。入学金はいかなる場合も返金いたしません。その他の返金額は、下記の通りです。

4-1 留学開始前のキャンセル

留学開始4週間以上前 ※1	入学金以外の、授業料&寮費の100%返金
留学開始2週間以上前 ※2	入学金+2週間分の授業料&寮費を差し引き返金 ※3
留学開始の前々日より前 ※4	入学金+4週間分の授業料&寮費を差し引き返金 ※5
前々日～留学開始日	留学開始後のキャンセルと同じ

※1. 留学開始週の月曜日から数えて4週間前の月曜日の日本時間17時迄

※2. 留学開始週の月曜日から数えて2週間前の月曜日の日本時間17時迄

※3. 留学期間が2週間以下の場合は返金なし

※4. 留学開始前週の金曜日の日本時間17時迄

※5. 留学期間が4週間以下の場合は返金なし

※. [留学前にコロナ陽性となり、取りやめたり延期する場合の規定は「コロナ関連の追加同意条項」に記載](#)

4-2 留学開始後のキャンセル(留学期間の短縮)

・留学開始後に留学期間を短縮される場合は、4週間分の授業料&寮費を差し引いて、残りの留学期間分(週単位)の授業料&寮費の50%を返金いたします。

・特別な理由(ご本人や直系家族の重篤な病気等)によりやむを得ないときには、証明する書類をご提出いただき学校管理者が認めた場合に、残りの留学期間分(週単位)の授業料&寮費の50%を返金いたします。

・いかなる場合でも、入学金と、お支払済みの諸費用(SSP、ACRIカード、ビザ延長費、教材費)は払い戻しいたしません。

・当校の規則違反による退学の場合には一切の返金はございません。

43 コースお部屋タイプ変更について

お申し込んだ条件よりも高価格のコースや、お部屋タイプに変更するアップグレードをご希望の場合は、差額をお支払いいただくことで、一週間単位で変更が可能です。週の途中から変更する場合は、日割り計算ではなく、一週間分の差額が発生します。なお、空室状況や講師の空き状況に応じて対応させていただきますので、ご希望にそえない場合もある旨ご了承ください。また、お申し込みいただいた条件よりも低価格のコースや、お部屋タイプに変更するダウングレードの場合には、返金はありません。

【5. 免責事項】

- ・不測の事態(航空機の遅延や取り消し、台風や地震などの天災、大雨による洪水、紛争などの治安の急激な悪化、当局の規制、電気や水道などの公共事業の供給不足や停止、ストライキ等)に伴う問題に関して、当校では一切責任を負いかねます。やむを得ない事情により、予定されていた授業などのサービス提供が困難な場合も、補償対象外です。
- ・当校が入居しているコンドミニアムのプール、ジムなどの施設利用時や、外食、週末旅行の際など、学校内外での個人的な活動における事故や損害に対して、当校は責任を負いかねます。
- ・学校主催のアクティビティ、各種イベント参加時の安全管理は自己責任でお願いします。事故や損害に関して、当校は責任を負いかねます。
- ・留学期間中、原則パスポートは当校オフィスで管理します。個人で管理して紛失等の問題が生じた際には、当校は責任を負いかねます。その他の貴重品は、スーツケースまたは所定のロッカーに入れて鍵を掛けるなど、自己責任で管理していただきます。校内での紛失や盗難に関しても、当校は責任を負いかねます。
- ・フィリピンの祝日は、直前に制定されたものを含めて、フィリピン政府の定める通り適用されます。また、運営の都合上、祝日による休校日を前後させることがあります。祝日による授業数減少への補償は負いかねます。
- ・セブ地域のインターネット環境は、日本に比べると脆弱で、当校で提供するWiFiも時間帯や天候に左右されることがあり、常時接続は保証いたしかねます。WiFi接続の不安定さにより損失が生じた場合も補償は負いかねます。
- ・海外旅行傷害保険に未加入のまま、傷病などで医療機関にかかった場合の費用は実費で生徒負担となり、当校で補償いたしかねます。海外旅行傷害保険に加入していない外国人の病院での諸手続きは、時間がかかったり複雑になったりすることがございますので、必ず留学前にご加入ください。保険未加入者への病院受診時のサポートは保証いたしません。
- ・アレルギーをお持ちの方は、ご自身の判断で学校の食事を選んで食べていただきます。万が一、学校で提供される食事が原因でアレルギー症状が出た場合も、学校は責任を負いかねます。
- ・生徒間でのトラブルは、当事者間で解決するものとし、学校は仲裁の義務を負わず、トラブルとその結果に関して一切の責任を負いかねます。
- ・講師や学校職員とのプライベートな交流により、トラブルに巻き込まれたり不利益を被った場合も、学校は一切の責任を負いかねます。
- ・学校には、生徒様の帰国時のフライトスケジュールを管理する責任はございませんので、各自で確実に手配してください。ご不明な点はお相談ください。
- ・コンドミニアムの害虫駆除のため、その時間帯は寮のお部屋に滞在ができない場合がございますので、ご了承ください。

【6. 学校の権利】

- ・学校は、学校規約、コース、カリキュラム、食事メニューなどのサービス内容を決定し、随時変更する権利を有します。
- ・学校は、為替変動や政策、社会情勢などにより、授業料、寮費、食費、現地諸費用などの各種料金を随時変更する権利を有します。
- ・学校は、講師の配置やパフォーマンス、素行について管理し、不相当と判断した場合、随時担当講師を変更する権利を有します。
- ・学校は、保安と風紀維持のため、防犯カメラや職員を配置することにより、学校施設内を管理する権利を有します。
- ・学校は、保安と風紀維持のため、随時荷物検査を行なう権利を有します。
- ・学校は、清掃や設備の修繕、規則違反の恐れがある場合や緊急事態に際して、事前通知なく寮のお部屋に立ち入る権利を有します。
- ・学校は、フィリピン共和国の法律違反を犯した生徒を当局に通報し、適切な処置を取る権利を有します。
- ・学校は、生徒が伝染病などに感染している疑いがある場合、病院で診察を受けるように指示する権利を有します。その際の医療費は生徒負担となります。また、授業を休まなければならない場合も、学校は補講や返金等の義務を負いません。医師の判断で快復が認められ、授業に復帰する際には診断書や検査結果を提出していただきます。

・学校は、伝染病の拡大防止等の理由により、学校管理者の判断で部屋移動を指示する権利を有します。

【7. 留学中の留意事項】

7-1 入寮について

原則、日曜入寮・土曜退寮です。

・入寮日

入学日前日の日曜日終日

土曜日 23 時以降にセブ到着予定の便でお越しの際は、日曜入寮扱いとなります。

・退寮日

卒業週の土曜日 12 時まで

退寮時は、原則土曜日正午までに自室をチェックアウトしていただき、同日 21 時までにはコンドミニアム内施設を利用いただけます。航空券の都合により前泊や延泊をご希望の場合は、空室状況に応じてご案内いたしますので、留学前にご相談ください。

7-2 現地諸費用のお支払いについて

現地諸費用は、学校が指定する金額を期日までにオフィスにてご精算ください。留学中に学校に支払う必要のある諸費用には、SSP、ACRI カード、ビザ延長費、寮デポジット、教材費、光熱費、水道代などがございます。詳しくは、入学オリエンテーションの際にご説明します。

7-3 時間割(平日)

月曜日(留学初日を除く)～木曜日の時間割

開始・終了時刻	授業	開始・終了時刻	食事
		7:15～8:30	朝食
8:00～8:50	1 限		
9:00～9:50	2 限		
10:00～10:50	3 限		
11:00～11:50	4 限		
		11:45～13:00	昼食
13:00～13:50	5 限		
14:00～14:50	6 限		
15:00～15:50	7 限		
16:00～16:50	8 限		
17:00～17:50	9 限		
		18:30～19:45	夕食
19:00～19:50	10 限		
20:00～20:50	11 限		

金曜日の時間割

毎週金曜日は、40 分の短縮授業で、夕方に卒業式が行われます。

開始・終了時刻	授業	開始・終了時刻	食事
		7:15～8:30	朝食
8:00～8:40	1 限		
8:50～9:30	2 限		
9:40～10:20	3 限		
10:30～11:10	4 限		

11:20~12:00	5限		
		11:45~13:00	昼食
13:00~13:40	6限		
13:50~14:30	7限		
14:40~15:20	8限		
15:30~16:10	9限(卒業式)		
16:20~17:00	10限		
17:10~17:50	11限		
		17:30~18:45	夕食

7-4 オフィスについて

・営業時間 <月~金曜日(平日のみ)> 8:00~12:00、13:00~17:00

7-5 食事について

・カフェテリア利用可能時間

下記の時間内に食事を済ませるようお願いいたします。(時間外にカフェテリアはご利用いただけません。)カフェテリア利用可能時間の終了20分前に、配膳を終了します。

<月曜日~木曜日>

朝食 7:15~8:30 (8:10 配膳終了)

昼食 11:45~13:00 (12:40 配膳終了)

夕食 18:30~19:45 (19:25 配膳終了)

<金曜日>

朝食 7:15~8:30 (8:10 配膳終了)

昼食 11:45~13:00 (12:40 配膳終了)

夕食 17:30~18:45 (18:25 配膳終了)

<土曜日・日曜日・休校日>

ランチ 10:00~12:00 (11:40 配膳終了)

・平日(月~金)は三食(朝・昼・夕)、週末(土・日)と休校日(フィリピンの祝日)はランチのみ提供いたします。

・カフェテリア及び学生ラウンジ以外の場所に、許可なく学校の食器類を持ち出すことや、自室で学校の食事を取ることは原則禁止です。

7-6 門限・外出について

・門限

日、月~木: 23時

金、土、祝前日: 25時

・外出について

外出時には、IDカード(学生証)を携帯してください。

昼休み及び受講する授業がない空き時間に外出は可能です。早朝6時前の外出は、休日も含めて原則禁止です。週末旅行などで早朝に外出する必要がある場合は、事前に所定の用紙にご記入の上、オフィスまで届け出てください。特別な理由により授業を欠席する場合や、週末に外泊する際も、所定の用紙で事前に届け出てください。平日の外泊は原則禁止です。日本からご家族が来られるなど、特別な事情がある場合は、学校職員に相談してください。

なお、いかなる状況でも、講師との 1:1 での外出は禁止です。講師を誘う場合、必ず複数人で行動してください。

7-7 寮生活について

・鍵の管理方法

生徒様各自に鍵をお渡します。万が一紛失すると、一本につき 3,000 ペソで弁償していただきます。外出時には、複数人部屋でも必ず施錠して、コンドミニアム入口の警備員に鍵をお預けください。退寮手続きの際は、オフィスの営業時間内であれば学校職員まで鍵を返却してください。営業時間外の場合は、事務所の入り口付近に鍵返却ポストを設置していますので、そこに返却してください。

・部屋の備品

寮自室の備品を故意に破損したり紛失した場合は、修繕費を実費にて申し受けます。(同時に警告または退学処分となります。)
また、ベッドシーツやマットレスに極端な汚れがある場合、クリーニング代をお支払いいただきます。汚れが落ちない場合は実費にて弁償していただきます。

・洗濯

ランドリーエリアに設置されている洗濯機は、ルールを守ってご使用ください。共用の洗濯機で色落ちや汚れが付く、紛失などの問題が発生した場合も当校は責任を負いません。また、近隣のランドリーショップを利用して紛失等の問題が生じた場合も、当校は関与いたしません。できるだけ高価な衣類は持参しないようにお願いします。

・自習室の利用について

自習室内に掲示してあるルールを守って、勉強する場としてご利用ください。

自習室へ食べ物を持ち込むことと席を専有することは禁止されています。私物を置いたまま長時間(15分以上)離席すると、私物をオフィスにてお預かりすることがございます。

・プール、ジムの利用について

【利用可能時間】(コンドミニアムの規則に従い、急に変更される場合あり)

<プール> 毎日 8:00~12:00、13:00~18:30

<ジム> 毎日 8:00~12:00、13:00~18:30

いずれの設備のご使用に際しても当校は監督いたしませんので、不慮の事故や損害の責任は負いかねます。

・禁酒禁煙

コンドミニアム内は全館、禁酒禁煙です。喫煙される際は、指定喫煙所をご利用ください。

7-8 留学期間の延長について

留学期間延長をご希望の場合は、寮の空き状況に応じてご案内いたしますので、オフィスまでご相談ください。

7-9 卒業式と修了証の授与について

毎週金曜日(金曜日が祝日の場合は、直前の平日)の夕方に行われる卒業式は、授業の一環としてご出席ください。4週間以上留学の卒業生は、スピーチへの参加を推奨いたします。3週間以下の方は、スピーチには任意でご参加いただけます。コロナでの長期休校からの再開以降は、当面の間は卒業式は行われません。希望者は担任講師達との記念写真の時間を設けます。修了証は、4週間以上留学される全卒業生にお渡しいたします。(学校規定違反による退学処分の場合を除きます。)

【8. 学校規則】

8-1 警告について

当校規則に違反した場合、警告は減点制となります。留学期間の長さに応じた下記の点数を上限とし、規則違反による累積減点により0点になると退学処分となります。

・留学期間ごとの持ち点

1～4週間の留学: 5点

5～8週間の留学: 6点

9週間以上の留学: 7点

減点の大きさは、規則違反の重さに対応します。詳しくは下記をご確認ください。同じタイミングで同一人物による規則違反が発生した場合、減点の大きい方が適用対象となります。(例: 減点1対象の騒音を立てる行為と、減点2の飲酒が同時に起こると、違反者は2点の減点となります。)各学生の持ち点と累積減点については、当校オフィスにて管理し、0点になった時点で退学処分となります。

※1日のうちに同じ違反を複数回した場合、全て減点対象となります。

8-2 全体規則(退学規定)

※規則違反による退学処分に際して、当校はご家族に事情を知らせる権限を有します。

学校内外での暴力沙汰、詐欺、窃盗等に、加害者側として関わった場合。
当校が所有する資料やデータ類を許可なく外部に持ち出したり、インターネット上に公開したり、外部ストレージなどに保存したりすること。
教室や寮の備品を許可なく学外に持ち出すこと。
薬物の所持または使用。その他、フィルピンの法に触れる行為。(警察に通報します。)
講師との交際および一切の性的接触やそれに準ずる行為。
他の学生や講師を煽動し、集会、ボイコット運動、団体交渉の要求など、当校の運営に支障をきたす活動を行うこと。
コンドミニアム内に当校の許可なく部外者を入れた場合。
オフィスの許可なく、追加授業やオンライン授業など、講師と直接交渉した場合。
コンドミニアム内に燃料、火薬、花火、爆竹などの危険物、武器とみなされる刃物、こん棒、銃器などを持ち込むこと。 ※卓上コンロやIHヒーターなど、火災の原因になりかねない調理器具も持ち込み・使用禁止です。
守衛室前の正門を通らずに外出・入寮しようとした場合。
コンドミニアム内に許可なく掲示物を張り出すこと。
一切の理由を問わず、異性の部屋に出入りした場合。(夫婦留学、また、男女同室可の部屋に申し込んでいた場合を除く)
マンガーストリート全域、風俗営業店(ビキニバー、ゲイバー、ストリップバーなどを含む)、合法的なカジノを除くギャンブル場に入出入りした場合。

8-3 全体規則(警告規定)

減点	内容
1	コンドミニアム内(寮、教室、公共スペース)で、不必要に大声や、騒音を立てること。
1	コンドミニアム内に当校の許可なく親族を招き入れること。 ※事前に面会届をオフィスに提出する義務があります。
1	学校専有スペース(ラウンジエリアなど)に、他のコンドミニアム住民を招き入れること。
1 または 2	講師や他の学生との口論、誹謗中傷、嫌がらせ、有害な噂話の流布、人種・思想・信仰などについての差別的な言動、 その他、粗野・身勝手な人をして不快・不安にさせたり、風紀を乱したりする振る舞い。 ※減点は、当校管理者が状況を判断し決定します。
2	期日までに諸費用の支払いを怠った場合。
2	学生や講師の間での物品販売、金銭貸借、文書配布。
2	賭博(合法的なカジノは除く)とそれに準ずる行為。
2	コンドミニアム内にアルコール飲料を持ち込むこと。また飲酒すること。
2	外出先から酩酊・泥酔状態で戻ること。アルコールの影響を受けた状態で授業を受けること。

2	学校の内外を問わず、飲酒による泥酔、酩酊、乱暴な言動など、トラブルを起こすこと。 (暴力沙汰は退学処分対象となります。)
2	治安のよくない地域(コロソ、カルボンマーケット周辺の下町)に一人で出かけた場合。 (安全のため、下町に行く際は必ず複数人で行動してください。)
3	コンドミニアム内(室内、屋上、寮のバルコニーを含む)で喫煙すること。指定喫煙所の灰皿以外のところに吸殻を捨てる行為。 ※指定場所以外での喫煙が発覚した場合は、5,000ペソの罰金をお支払いいただけます。
3 または 退学	当校への提出書類・届け出に虚偽の内容を記載すること。 警告または退学処分については、当校管理者が状況を判断し決定します。 例: 病気を理由に授業の欠席届を出したのに、旅行に出かけていた場合は減点3、 外泊届に虚偽の宿泊先を記載していたことが発覚した場合は退学、など。
3 または 退学	コンドミニアムや当校が所有する物品を故意に破壊、破損した場合。 (被害額相当の実費賠償金を請求いたします。) 警告または退学処分については、当校管理者が状況を判断し決定します。 目安として、被害額3,000ペソ以上で退学。
3	講師と1:1で外出すること、また、結果的にそのような状況になること。 (講師との交際や、一切の性的接触が発覚した場合は退学。)

8-4 教室内・授業に関する規則(警告規定)

減点	内容
1	露出度の高い服や、寝間着のような服装など、共有の学習スペースにそぐわない格好で教室に出入りすること。
1	教室内に食べ物を持ち込むこと。 ※飲み物は、きちんと蓋が閉まるペットボトルやタンブラーなどであれば持ち込み可。
1	自習室やランドリーエリアのルールを破った場合。 例: 自習スペースに私物を置くなどして、長時間(15分以上)離れた場合。 ※15分以上離席すると、放置された私物は遺失物としてオフィスで保管する場合があります。
1	自分の受講時間外にマンツーマン教室やグループ教室に立ち入ること。
1	授業を無断で4回欠席すること。 ※開始時刻から15分以上遅刻すると欠席扱いとなり、講師は授業を行う義務を負いません。
2	オフィスまたは講師の許可なしに授業中に退出したり、授業を放棄したりすること。
2	オフィスに相談なく、生徒間で担当講師を交換したり、授業の代替出席を依頼・受諾したりすること。
2	カンニングなど、テストでの不正行為。

8-5 門限・外出・外泊に関する規則(警告規定)

減点	内容
2	門限を破る行為。(門限までに学校に戻らないこと。または、門限以降に外出を試みること。)
2	帰宅時に、警備員によるIDカード(学生証)の確認や荷物のチェックを拒否すること。
3	門限違反をした場合に、他の学生、警備員、スタッフを巻き込んで違反逃れを試みること。(虚偽の報告をするように警備員などに指示、強要、恐喝したり、金銭や物品を渡して買収したりする行為。)
3 または 退学	所定の手続きに沿って事前に外泊届を提出することなく外泊した場合。 1日外泊した場合は、状況に応じて減点3または退学。 連絡なしで2日以上外泊した場合は退学。

8-6 寮内規則(警告規定)

減点	内容
1	平日、週末を問わず、23時以降に他の学生の部屋に出入りすること。
1	非常時以外に非常階段に立ち入ること。
1	廊下を含む公共スペースで寝そべったりして、通行の妨げになっている時に、注意されても応じない場合。

1	鍵を破損、紛失、または無断複製すること。 ※鍵の破損や紛失が発生した場合、修繕費として3,000ペソを請求いたします。
1	生徒間で鍵の貸し借りをすること。
1	22時以降に3階ラウンジエリアに立ち入ること。
2	学校の食事や食器類を、カフェテリア及び飲食エリアから持ち出すこと。 (許可されていないエリアで学校の食事をとること。)
2	寮内の備品(椅子や扇風機など)を自室以外に持ち出し使用すること。
2	寮のユニットごとに住人が話し合っで決めた部屋のルールについて、遵守を拒否すること。また、利己的に他の学生の居住空間を侵害する行為や、常識はずれの理不尽なルール、学校規則やモラルに反するルールを設けて運用すること。
2	トイレや排水口にトイレペーパー以外の異物を流すこと。 ※発覚した場合、ルームメイト全員が減点対象となり、修繕費が請求されます。
2	学校スタッフによる寮内の点検を拒否すること。
3	スタッフ以外立ち入り禁止の区画に無断で出入りすること。

8-7 コンドミニアム施設利用に関する規則(警告規定)

減点	内容
1	騒音やマナーの悪さなどで、コンドミニアムの住民に迷惑をかけること。
1	泳いだ後、濡れた水着を着たままジムを利用したり、コンドミニアムのエレベーターに乗ったり、廊下を歩いたりして、迷惑をかけること。
1	ふさわしくない格好でプールやジムを利用した場合。 (ジムでは上半身裸は禁止です。)
1	無許可で他のコンドミニアム住民などの写真や動画を撮ること。
2	コンドミニアムが定める、プールやジム使用ルールに違反すること。
2	公共スペースでのゴミ分別に関してルールを守らないこと。ポイ捨てすること。
2	サウナを使用すること。(サウナ室は立入禁止)
3	酒気を帯びた状態(飲酒後5時間以内)でプールやジムを利用した場合。

コロナ関連の追加同意条項

「学校規約」は従来のもので青字箇所以外は同じですが、以下の部分は新型コロナによる長期休校からの再開後に追加されます。また、従来の規約内容をより明確にした部分もあります。入学前に内容をご確認・同意いただきます。

【1. 渡航関連】

1-1. 日本出入国時、フィリピン入出国の渡航に関わる規制、及び航空会社の規定は、都度変更になる可能性があります。

その内容把握責任や費用負担は生徒自身にあり、生徒自身が準備するものとします。

学校が渡航に関する参考情報の提供や手助けを行い、生徒が不利益を被った場合でも、学校はその責任を負いません。

1-2. フィリピン政府が入国を許可する最低補償額以上の海外旅行傷害保険に加入してください。

フィリピン政府からの保険に関する制約がなくなるまで、クレジットカードの付帯保険は利用せずに、海外旅行傷害保険に加入されることを強く推奨いたします。

1-3. 日本帰国前の PCR 検査は自己責任で行ってください。学校が PCR の手配を手伝った場合も、検査場の処理能力不足等、いかなる理由で検査が間に合わなくても学校は責任を負いません。また、検査費用と交通費は生徒負担です。PCR 検査の為の授業欠席の場合も補講はございません。

(今後の日本の水際対策の変化によっては帰国前の PCR 検査がなくなったり、緩和されていく可能性があります。)

1-4. 帰国便変更は自己責任で行ってください。留学期間に合わせて帰国便を変更したり、帰国前 PCR 検査で陽性になって帰国便を変更する場合、ご自身の責任で行ってください。学校職員がお手伝いした場合で日程変更が間に合わなくても学校は責任を負いません。

(フィリピン渡航を多く扱う旅行会社で航空券を購入すると日本語メール等で手続きができて変更しやすいです。また、セブパシフィック航空等のローコストキャリアの場合は帰国便だけ買い直す等の方法があります。)

【2. 留学中の健康管理など】

2-1. 健康管理は生徒自身が行うもので、学校は病気や怪我の責任を負いません。

2-2. 午前と午後、最初の授業を受ける前に検温をお願いします。37 度以上の熱がある場合はお休みをお願いします。(平熱が特別高い方は事前にご相談ください。)

2-3. 風邪の諸症状が出ている方は授業をお休みいただきます。

2-4. 欠席に伴う補講はございません。

【3. コロナ陽性時の対応】

3-1. コロナ陽性が判明した場合、医者や役所の指示に従って入院や特別な隔離処置をとらせていただく可能性があります。費用が発生する場合は生徒負担です。

例1) 日本帰国前の PCR 検査で陽性となり、帰国便変更に伴う費用や追加宿泊の必要がでた場合の費用は生徒負担です。

例2) 入院施設に空きがない等の理由で医者が寮の部屋での隔離を認めた場合でも、複数人部屋の方は 1 人部屋に移っていただきます。その場合、差額が発生します。

例3) 複数人部屋利用中の生徒自身の陽性が判明したものの、入院施設に空きがなく、医者が寮の部屋での隔離を認めたが、学校内に空き部屋がない場合は、外部ホテル等も陽性者の受入を拒否する可能性が高い為、その場合は寮の相部屋の方分の外部宿泊費用を陽性になった生徒が負担する等して対処いただく可能性があります。

(今後の日本の水際対策の変化によっては帰国前のPCR検査がなくなったり、緩和されていく可能性があります。)

3-2. コロナ陽性となり、病院が学生寮の自室での隔離を指示した場合、医者の許可が下りるまでは、自室から出ないでください。許可なく出た場合は返金なしで退学処分といたします。(職員とはLINEで繋がるようにして、食事等はお部屋外迄、届けます。)

3-3. 寮の複数人部屋の生徒に陽性者が出た場合、病院等と相談の上、同室の生徒は授業を一定期間お休みいただきます。この場合も補講はございません。

(病院の指示によっては、それ以上の範囲の生徒にお休みをお願いする可能性があります。同じく補講はありません。)

3-4. 寮の複数人部屋の生徒で風邪などの症状が出た場合もコロナ陽性と判明する迄は原則部屋は分けません。

生徒自身から部屋を分ける希望がある場合には空きがあれば別室をご用意しますが追加費用が発生します。また、部屋を分ける場合には、1週間単位で受付け、料金計算も1週間単位で行います。原則日割り計算は行いません。

例 1) 4人部屋から、別の誰も使用していない4人部屋に1人で移動する場合は、1人部屋と同じ料金で計算し、移動する生徒に差額分を請求いたします。(十分な空室がある前提)

例 2) 4人部屋を4人で利用中、1人に風邪症状があるもののコロナ陽性とは判明していない段階で、他3人から空いている他の4人部屋に移動したいという希望が出た場合、当校に3人部屋料金の設定がない為、2人部屋と4人部屋の中間の料金の差額分を移動する3人に請求いたします。(空いている4人部屋に2人で移動する場合は、2人部屋料金となる為、空きがあれば2人部屋を優先して案内します。)

【4. キャンセルや返金】

4-1. 「キャンセル・変更に伴う返金等の規定」は従来の学校規約の通りです。ただし、出発前にコロナ陽性になり、それを書面で証明いただいた場合は直前であってもキャンセル可能で、入学金以外は返金いたします。

また、渡航日の変更も2回まで無料で対応いたします。3回目からの変更は入学金の半分を手数料として請求させていただきます。ご出発後のキャンセルは全て従来の学校規約の通りです。

4-2. 従来規約の「5. 免責事項」に書かれている、以下の内容を今一度、ご確認ください。

「不測の事態(航空機の遅延や取り消し、台風や地震などの天災、大雨による洪水、紛争などの治安の急激な悪化、当局の規制、電気や水道などの公共事業の供給不足や停止、ストライキ等)に伴う問題に関して、当校では一切責任を負いかねます。やむを得ない事情により、予定されていた授業などのサービス提供が困難な場合も、補償対象外です。」

※コロナ関連の規制による休校も補償対象外です。

4-4. 当局規制等で長期休校になるのが決定的となった場合、一旦、退寮した上で残日数分をホールドして将来的に戻ってきて留学することが可能です。

ホールド分の再留学は、留学再開から3年以内に消化いただける場合に限りです。再留学時にはビザ等の諸費用は再度、必要です。当局規制等で長期休校に入るときでも、その時点から留学キャンセルを希望するときには従来の規約のキャンセル規則が適用と

なります。ホールド分を帰国後に、留学キャンセルに変更してキャンセル料を請求する場合、3年以内の請求のみ受付を行い、従来規約のキャンセル規則が適用となります。

【5.その他・運用について】

5-1.教室や食堂などに施された、コロナ感染対策の亚克力板や隣席との距離は運営上の都合で変更されていく可能性があります。

5-2.コロナ前に行われていた卒業式と月1回の希望者へのTOEIC模試、学校主催のアクティビティは当面の間、行われません。
(希望者には卒業式の代わりに担任講師達との写真撮影の時間を設けます。)

5-3.換気の為、エアコンはつけずに扇風機だけで運営する事があります。

5-4.当校がある建物内のプールやジムは建物管理会社の規則範囲内で利用可能です。
(コロナ禍以降、プールやジムの利用時間等が度々、変更になっています。)

以上

